

那須雪崩事故宇都宮地裁判決についての弁護団声明

2023年6月28日

那須雪崩事故弁護団

1 はじめに

宇都宮地方裁判所第1民事部は、本日、那須雪崩事故訴訟について、被告栃木県、被告高体連に、被告三講師の過失の代位責任があるとの判断を下した。

那須雪崩事故は、2017（平成29）年3月27日、「春山安全登山講習会」という本来安全であるべき活動で起こされ、栃木県立大田原高等学校の生徒7名、引率教員1名の計8名が死亡、計40名が重軽傷を負い高校生の部活動史上前例のない大惨事である。「春山安全登山講習会」は、1950年に栃木県立佐野高等学校山岳部員が雪崩に巻き込まれ、生徒教員計5名が死亡した事故を踏まえて始まったものである。

遺族である原告らは、学校、登山専門部、講師らを信頼し安心して我が子を講習会に参加させた。しかし、被告三講師は、雪崩が発生しやすい悪条件下、無謀な雪山登山を決行した。安全とは名ばかりの歩行訓練を行って雪崩に巻き込まれた生徒や引率教員らが亡くなった。

2 判決の概要

- (1) 本判決は、被告三講師の責任について、「被告三講師はいずれも被告栃木県の公務員たる栃木県立高等学校の教員であり、本件講習会は、学校教育の一環として実施されたものであって、本件事故は、公務員が職務を行うについて発生した事故であるから、被告三講師は原告らに対して賠償責任を負うものではない。」とした（16頁）。
- (2) また、被告栃木県及び被告高体連の責任について、「被告三講師及び被告高体連において、遅くとも27日の朝の時点で、那須町付近の気象情報や雪崩注意

報等の発令の有無などを確認し、雪崩が発生する危険性を想定して本件講習会を中止すべき義務があったにもかかわらず、これを怠った責任を認めた（17～18頁）。

(3) 慰謝料については、「前提事実(5)（行政庁の通知）、(9)（26日から27日にかけての気象状況等）……によれば、本件事故は、遅くとも27日の朝の時点で、気象情報等を確認していれば、雪崩が発生する可能性を認識することのできる状況であったにもかかわらず、雪崩に対する危機意識の希薄さから、被告三講師及び被告高体連が本件講習会を中止しなかったことが一因であるものといえることができる。これに加え、雪崩発生後の対応が遅れたこと（前提事実(7)）、本件講習会を続行したことにつき本件被災者らに落ち度は認められないこと、本件被災者らの年齢、家族構成など本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件被災者ら固有の慰謝料については、それぞれ2200万円と認めるのが相当である。」とした（19頁）。

(4) 亡毛塚の過失相殺について、「被告栃木県及び被告高体連は、亡毛塚の過失について、自身の生命身体の安全を確保する措置を講ずる権限ないし余地があったなど抽象的な主張をするのみであって、亡毛塚の過失に係る具体的な評価根拠事実を主張していない」として、「亡毛塚に過失は認められず、亡毛塚について過失相殺は相当ではない。」とした（23頁）。

3 本判決の意義

被告栃木県は、「被告三講師に限らず、組織管理等の観点から、生徒に対する安全配慮義務違反（過失）があった」としてきたが、被告三講師にいかなる過失があるのか明らかにしてこなかった。検証委員会では被告三講師の責任論の言及を避けたが、本判決では、これを正面から認めたものである。慰謝料の考慮要素として、行政庁の通知、当日の気象状況等を踏まえて、雪崩に対する危機意識の希薄さを認定しており、三講師に過失の重大性を指摘した。

また、被告栃木県は、毛塚教諭についても、「自身の生命身体を守るための可能

性が皆無であったとはいえないと考えられる」として、過失相殺を主張していた。原告らは、事故発生以来一貫して、毛塚教諭に過失がないことを主張してきた。本判決は、毛塚教諭にはあくまで被害者であるという前提に立って、過失はない、その死の被害を被害者本人に転嫁し責任を曖昧にする被告らの主張を明白に退けた。

弁護団は、裁判所が、原告らの主張を真摯に受け止め、上記のように判示したことは評価できるものである。被告栃木県及び被告高体連は、本判決を真摯に受け止め、本件那須雪崩事故を風化させず、改めて再発防止に取り組む決意を新たにすることを切望する。他方、本判決は、危険な雪山登山をさせた三講師らについて、国家賠償法を理由として、その法的責任（民法709条）を認めなかった。これは現行の国家賠償法の限界を示すものである。弁護団としては、個人責任を追及できるよう速やかなる国家賠償法の改正を求めるものである。

4 最後に

本件判決は「自然災害」と見られがちな雪崩被害を、天災ではなく「人災」であるとする我々の主張が認められたと考える。

登山、とりわけ雪山登山には危険が付きまとうものと言われている。しかし、判決は、登山の「基礎」を守ることで被害を未然に防げることを公に明らかにした側面で、今後の雪崩被害の再発防止に寄与する役割を果たしたものと評価できる。

一方で、本判決が下された被告栃木県、教育委員会、高体連は、本判決で認定された責任を厳に受け止めるべきである。責任があいまいなまま再開されている高校教育における登山も再度検討をすることが必要である。

登山アドバイザーの設置など安全対策も一定程度進んでいるが、それもまだ道半ばである。那須雪崩事故から6年経った今、事件を風化させることなく、学校の部活動が安全安心に運営がなされるように強く期待する。

以上